

第5 無窓階の取扱い

1 無窓階以外の階の判定は、規則第5条の5によるほか、細部については次により取り扱うこと。

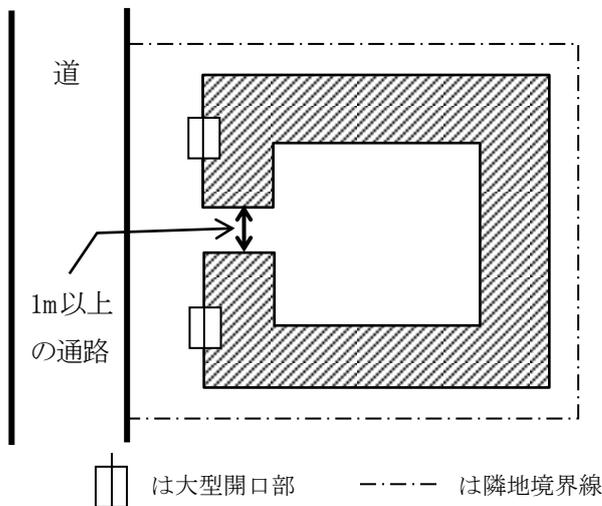
(1) 開口部の位置

ア 次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、規則第5条の5第2項第1号に規定する「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

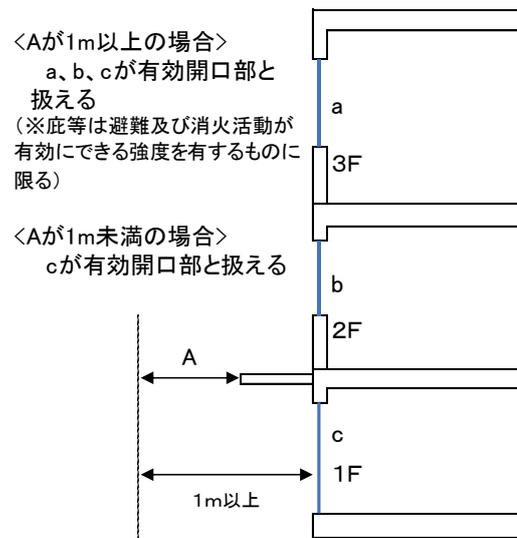
- (ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (イ) 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。
- (ウ) 高さは、概ね30cm以下、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- (オ) 避難上支障のないように設けられていること。

イ 次に掲げる空地等は、規則第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

- (ア) 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
- (イ) 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの。
- (ウ) 1m以内の空地又は通路にある樹木、へいその他の工作物で避難及び消火活動の妨げにならないもの。
- (エ) 傾斜地、河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。
- (オ) 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭等から道に通じる通路があり、次のすべてに適合するもの。(第5-1-1図参照)
 - a 中庭から道に通じる出入口の幅員は1m以上であること。
 - b 中庭に面する部分以外の有効外壁に直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部が2以上あること。
 - c 中庭に面する部分以外の有効外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。
- (カ) バルコニーや庇等がある場合、その先端から1m以上の空地が必要であること。(第5-1-2図参照)



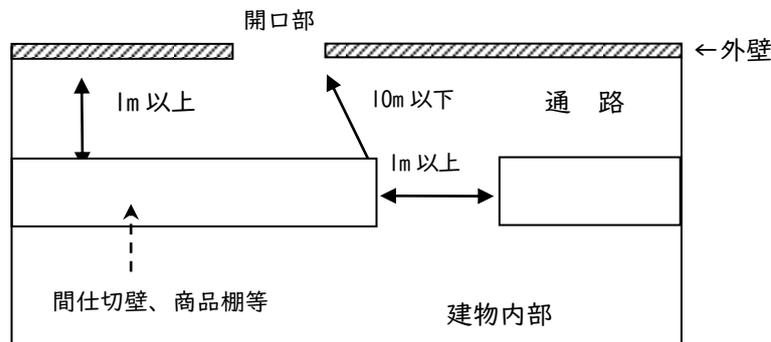
第5-1-1図



敷地境界 第5-1-2図

ウ 規則第5条の5第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態を、常時良好な状態として取り扱う。

- (ア) 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの。
- (イ) 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの。
 - a 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等常時通行に支障ないこと。
 - b 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上であること。（この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のものとする。）
 - c 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



(ウ) 開口部の前面に什器等が設置されている場合で、当該什器等がキャスター付き等で容易に移動することができ、開口部の前面に避難及び消防活動上妨げにならないスペースが確保できるもの。

エ 道路境界又は道に通ずる幅員1m以上の通路上に、門扉やフェンス等がある場合は、門扉やフェンス等の人が出入りする部分の幅員を1m以上確保し、次のいずれかによること。

- (ア) 高さ1.2m以下とする。
- (イ) 内側及び外側から鍵を用いることなく開放できる仕様とする。

(2) 開口部の構造

ア 規則第5条の5第2項第3号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として、次に掲げる開口部を有効開口部として取り扱うことができる。

(ア) ガラス窓

第5-1表に掲げるもの。ただし、これら以外のものであっても、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合^{*}は、実際に開口する部分を有効開口として取り扱うことができる。

^{*} 合わせガラス又は窓用フィルムを貼付したガラスを使用した窓等で、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について（平成19年3月27日消防予第111号）第一 合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」により実施した破壊試験（外部に足場が無い場所に設置するものについては、ガイドライン中の破壊作業のできる足場がある場所に限り設置するものの試験方法により合格したものを除く。）に合格したもの等をいう。

なお、上記試験の合格については、試験結果等により確認できるものであること。

第5-1表

構造	ガラスの種類	ガラス厚	無窓階の判定	
			足場付き	足場なし
はめ殺し	普通ガラス	6.0mm以下	○	○
	線入りガラス 網入りガラス	—————	×	×
	強化ガラス	5.0mm以下	○	○
	超耐熱性結晶ガラス	5.0mm以下	○	○
	合わせガラス	—————	×	×
	複層ガラス (二枚重ね)	構成するガラスごとに本表により評価し、全体の判断を行う。		
屋内でロックされているガラス窓	普通ガラス	6.0mm以下	○	○
		6.0mmを超え10.0mm以下	△	×
	線入りガラス 網入りガラス	6.8mm以下	△	△
		6.8mmを超え10.0mm以下	△	×
	強化ガラス	5.0mm以下	○	○
	超耐熱性結晶ガラス	5.0mm以下	○	○
	合わせガラス	フロート板ガラス6.0mm以下 +PVB30mil +フロート板ガラス6.0mm以下	△	△
		網入りガラス6.8mm以下 +PVB30mil +フロート板ガラス5.0mm以下	△	△
		フロート板ガラス5.0mm以下 +PVB60mil +フロート板ガラス5.0mm以下	△	×
		網入りガラス6.8mm以下 +PVB60mil +フロート板ガラス6.0mm以下	△	×
		フロート板ガラス3.0mm以下 +PVB60mil +型板ガラス4.0mm以下	△	×
複層ガラス (二枚重ね)	構成するガラスごとに本表（合わせガラスを除くほか、網入ガラス及び線入ガラスにあつては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。			

凡例 ○ 有効開口部として取り扱うことができる。

△ ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分。
ただし、引き違い戸の場合、おおむね1/2を有効開口部とする。

× 有効開口部として取り扱うことができないもの。

PVB ポリビニルブチラール膜（合わせガラスの中間膜）を表す。

※30mil：0.76mm、60mil：1.52mm

注① 普通ガラスとはフロート板ガラス（JIS R 3202）、磨き板ガラス（JIS R 3202）、型板ガラス（JIS R 3203）、熱線吸収板ガラス（JIS R 3208）及び熱線反射ガラス（JIS R 3221）等をいう。

注② 低放射ガラス（通称 Low-E ガラス）については、基板となるガラスの基準を準用すること。

注③ 「足場付き」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられ、破壊したガラスが落下する虞のないもの。

注④ 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第5-2表により判断すること。

注⑤ 鍵の数は、補助錠（鍵を用いずに一動作で開錠可能なものに限る。）を含め2以下とすること。なお、開放制限機能の附置があるものは工具等を用いずに一動作で取り外しができるものは補助錠と同様に扱って差し支えないものとする。

(イ) シャッター付開口部

- a 避難階に設けられた手動式軽量シャッター（スラットの板厚が1.0mm以下のものをいう。以下同じ。）付の開口部（消防隊の携行する器具で容易に開放できるものに限る。）
- b 建基令第126条の7第5号に定める構造のバルコニー又はこれと同等の消防活動スペース（有効幅員80cm以上かつ4㎡以上の広さを有するもの）が確保され、かつ、屋外より消防隊の携行する器具で容易に開放できる手動式軽量シャッター付開口部
なお、当該手動式軽量シャッター付開口部が内外から容易に解錠し、かつ、開放可能な仕様（施錠なし又は専用の鍵等を用いず解錠できる仕様等）である場合、上記に定める構造のバルコニー又はこれと同等の消防活動スペースの確保は要しないものであること。
- c 煙感知器の作動と連動して解錠する手動式軽量シャッター付開口部（非常電源付に限る。）
- d 屋内外から開放できる電動式シャッター付の開口部（非常電源付に限る。）
- e 煙感知器の作動と連動して開放する電動式シャッター付の開口部（非常電源付に限る。）
- f 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できる電動式シャッター付の開口部（非常電源付に限る。）
- g 屋外から水圧によって開放できる装置を備えた電動シャッター付の開口部

注① 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。

② 屋外から水圧によってシャッター又はドアの施錠を解錠する装置及びシャッターの開放を行う装置は、「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年12月19日付け消防予第251号）」に適合するものとする。

③ 避難階以外の階に、屋外から水圧によって開放できる装置を設ける場合、開放装置の送水口を1階に設けた開口部（非常電源付に限る。）若しくは、足場付等で水圧によって容易に解錠し開放できる開口部とすること。

(ウ) ドア

- a 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内外から容易に開放できるもの。ただし、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるものを含む。
なお、破壊用ガラスの寸法は150mm×150mm以上とし、ガラスの種類や厚みは第5-1表の「屋内でロックされているガラス窓」欄を準用すること。
- b 電動式ドアで、次の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの
 - (a) 第5-1表で開口部全体を有効開口部として取り扱うことのできるガラスで構成されるもの
 - (b) 停電時であっても非常電源の作動又は手動により開放できるもの
- c スチールドアで屋外から水圧によって施錠を解錠できるもの。ただし、避難階以外は足場付きとすること。

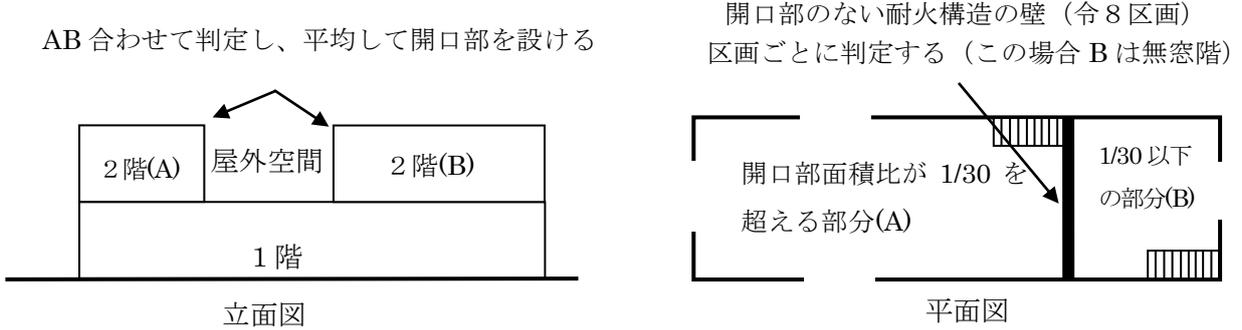
(エ) 二重窓

(ア)から(ウ)までの開口部が組み合わされたもの（有効開口の算定については、開口面積の少ない方で行う。）ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないとするものを除く。

(3) その他

- ア 同一階に令8区画がある場合は、当該区画された部分ごとに判定すること。なお、屋外空間等で隔てられている場合又は令8区画以外で、開口部のない間仕切壁で区画されている場合は、階

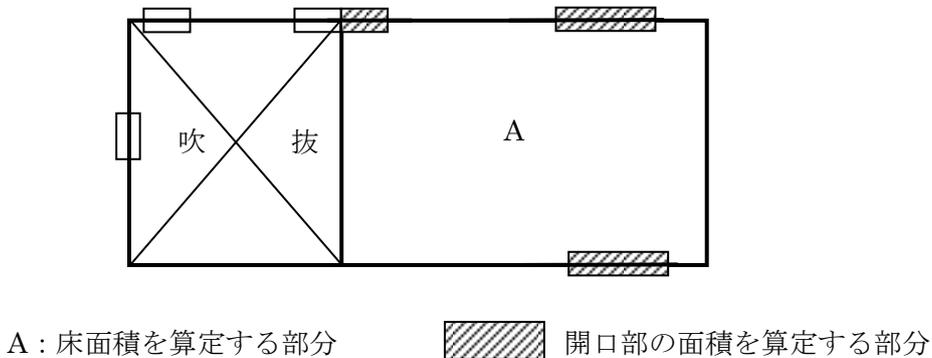
全体の面積で判定すること。この場合、区画ごとに平均して開口部を設けること。（第5-3図参照）



第5-3図

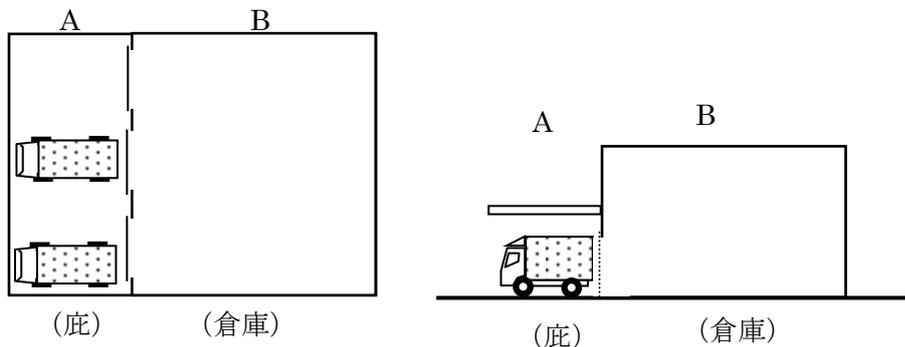
イ 吹き抜けの存する部分の床面積及び開口部の取扱いは、次によること。

- (ア) 床面積の算定は、当該床が存する部分とする。
- (イ) 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第5-4図

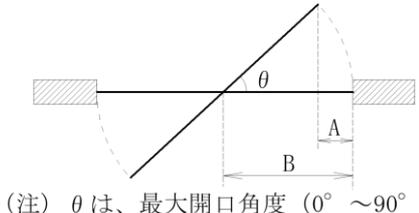
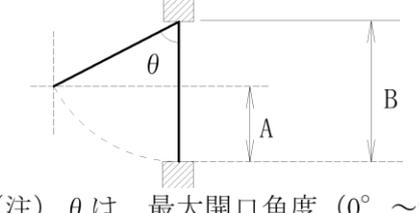
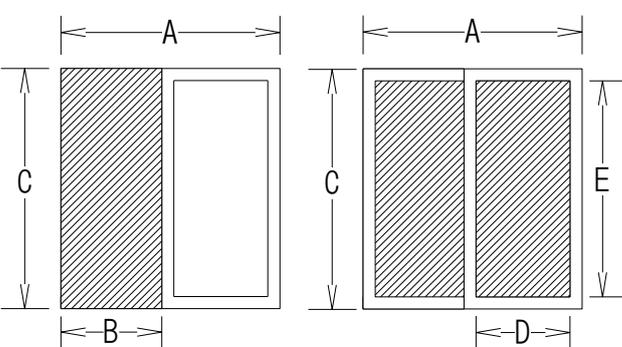
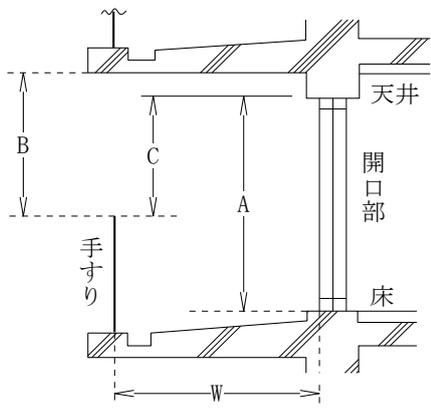
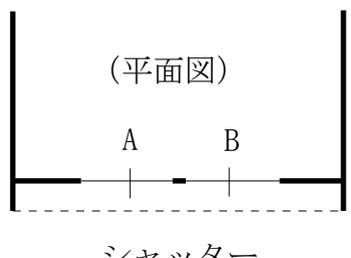
ウ 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、第3章第1節第4「床面積及び階の取扱い」（1）により、床面積の算定上は当該部分を算入することとされているが、無窓階の判定上は当該部分を算入しないものとする。



第5-5図

注 ポーチ部分（A部分）を自動車車庫としての用途に供する場合は、床面積の算定上は当該部分を算入することとされているが、当該部分は十分に外気に開放されているため、無窓階の判定上は、当該部分を外部空間として取り扱い、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

第5-2表

	型 式	判 定
突き出し窓	 <p>(注) θは、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θは、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む)		<p>$B \times C$を原則とする。 なお、第5-1表右欄の無窓階判定において○の場合は $2 \times E \times D$とすることができる。</p>
外壁面にバルコニー等がある場合	 <p>(注) バルコニー幅員Wがおおむね0.6m以上の場合に限る。これ以外はCを開口寸法とする。</p>	<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは1.2m以下とする。</p>
シャッターとガラス	 <p>(平面図)</p> <p>シャッター</p>	<p>有効開口面積 $A + B$ ガラス戸 (A, B) 及びシャッターが前2の開口部の構造に適合するもの</p>